

人材登録・活用方針

1. 目的

- ① 医療生協さいたまの取り組みや学習・班会を豊かに促進するために、講師、アドバイザー、リーダーとなって取り組める人材を予め登録し、これを活用する。
- ② これを通じて、組合員の生活の知恵や経験、特技や知識などの蓄積や意欲を積極的に掘り起こし、医療生協の組織をよりいっそう活性化する。
- ③ 各種の養成講座修了者の継続的な登録活用を図る。

2. 登録

- ① 対象者は、組合員または協力をお願いできる方
- ② 登録には、次の項目を含める
 - ・ 名前、所属支部(事業所)名、連絡先などの基礎データ
 - ・ できること(テーマと主な内容など)
 - ・ できる曜日、時間帯、地域
 - ・ 実施人数枠、実施費用、必要なもの
- ③ 登録は、人材登録管理基準にそって事業所地区において行う。

3. 運用

- ① 登録者一覧を支部長が容易に閲覧でき、支部内の取り組みに活用できるようにする。
- ② 登録できる人材をふやすために、地区運営会議・地区支部長会議を軸に養成企画を計画的に起案し実施する。
- ③ 登録されている人材のレベルアップのために、研修の機会を設けるよう努力する。
- ④ 年に一度の更新にあたっては、幅広く登録者を増やすために支部ニュースなど機関紙を活用して地区ごとに応募する。

4. 費用弁償

- ① 支部・班、事業所などの医療生協の組織的な活動に活かされる場合に、「普及員制度の実施と普及員の活動に対する費用弁償に関する規則」に準じて扱う。
- ② 資料代・会場費などの実費は、利用者の参加費などによって負担するか、支部の支出とする。ただし、事業所地区が主催する場合は、地区支部長会議で相談する。
- ③ 個別に依頼、対応する場合は、上記に含まれない。
- ④ 地区を越えて派遣要請をする場合も上記とする。

5. 補足

- ① 個人を対象として生活援助などのための人材の登録・活用については、別途「たすけあいの会」(仮称)等を組織し、この方針と区分する。